ため池があるため、特別の財政需要があること。
北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
自然環境の保全に要する経費が多額であること。
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
公害対策に要する経費が多額であること。
不法投棄対策に要する経費が多額であること。
地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
隣保館に要する経費が多額であること。
住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四　第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

3　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号イの額に、第三条第一項第一号ロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号ロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号イの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

ため池があるため、特別の財政需要があること。
北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
自然環境の保全に要する経費が多額であること。
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
公害対策に要する経費が多額であること。
不法投棄対策に要する経費が多額であること。
地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
隣保館に要する経費が多額であること。
住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

3　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号イの額に、第三条第一項第一号ロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号ロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号イの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。